

自治基本条例に関する基礎知識③

1. 前回の復習

- ・自治基本条例が自治体の根本的ルールとして機能するには、**同条例が他の条例に優先する最高規範**である必要があるが、最高規範性を肯定できるか否かについては争いがある。
- ・地方自治の本旨の内容としては、**団体自治と住民自治**がある。
 - 団体自治からは、**国と地方の役割分担原則**や、自治体の**自主法令解释权**が導かれうる。
 - 住民自治からは、**市民参画、情報共有、協働**といった原則が導かれうる。
- ・自治体内のアクターである市民・議会・行政にはそれぞれの役割がある。
 - 自治体の主役は市民であり、**市民の信託を受けた議会、首長**が自治体の権力行使をコントロールする。
 - 市民は、個人としての基本的人権を有するとともに、**自治の主体として市政に参画する権利**を有する。

2. 自治基本条例の系譜

- ・日本初の自治基本条例は、北海道ニセコ町の「**ニセコ町まちづくり基本条例**」（2000年12月制定）であると言われている。
 - それ以前には、川崎市、逗子市などで「**都市憲章**」という形での制定が目指されたが、いずれも失敗に終わっている。
 - ニセコ町には、独自の情報公開条例の制定など、「**情報共有**」と「**参加**」を核とした住民自治を推進する基本的な土壌があった。
 - …ニセコ町が自治基本条例を制定した一番の理由は「**変わらないまちづくりの方向性を確立すること**」にある。
- ・ニセコ後は、兵庫県宝塚市（2001年12月）を皮切りに、各地で自治基本条例が制定されるようになった。
 - …東京都杉並区、東京都多摩市、三重県伊賀市、神奈川県大和市、東京都三鷹市などにおいて、それぞれの自治体の独自性を生かした条例が定められている。

3. 条例の基本内容

- ・条例の中核に据えられるべきものは、それぞれの自治体における**立法事実の把握を通じて確定されるべきものである**。
 - ニセコでは、それまでのまちづくりの経緯から、「**情報共有**」、「**参加**」「**計画策定のあり方**」を条例の中核に据えていた。
 - その後の自治基本条例においても、「**情報共有**」や「**参加**」が自治体運営の基本原則に据えられている。
- ・これまでの自治基本条例に共通して定められている基本的内容としては、以下のようなものがある（別紙資料参照）。
 - 自治体運営の**基本的方向性**
 - 自治体運営の**基本原則**
 - 自治体運営に関わる**アクターの権利・権限・責務**
 - 自治体運営の**基本的制度**